

福井県が実施する「県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務」に関する企画提案書の提出を求め、次のとおり公示する。

令和8年3月2日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称
県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務
- (2) 公示業務の内容
業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案金額の上限
提案金額の上限は、4,441,000円（消費税および地方消費税含む）

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、公示業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる資格要件を全て満たしている者であること。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、福井県競争入札参加資格を有する者であること。
なお、福井県競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する福井県競争入札参加資格の申請が提出済であれば、公示業務に関する企画提案への参加資格（以下「参加資格」という。）を有するものとして取り扱う。ただし、企画提案書提出締切時点で福井県競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、参加資格を喪失する。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者ではないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税において未納がない者であること。
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。

(7) 過去1年間において、公示業務と同種業務について、国または地方公共団体と契約し、履行した実績を有していること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。

ア 共同企業体の構成員全てが上記（1）から（6）および（8）の要件を満たすものであること。

イ 共同企業体の代表構成員が上記（7）の要件を満たすものであること。

ウ 共同企業体協定書（様式4）を締結していること。

3 募集要領等の交付

募集要領等については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和8年3月2日（月）～令和8年3月11日（水）まで 土・日・祝日を除く9時から17時の間
②交付場所	福井県産業労働部経営改革課ホームページに掲載し、交付するものとする
③交付資料	1 募集要領 2 各種様式 3 委託契約書（案） 4 仕様書

4 スケジュール

(1) 受審資格認定申請書の提出期限 令和8年3月11日（水）17時まで

(2) 質問票の提出期限 令和8年3月6日（金）17時まで

(3) 企画提案書等の提出期限 令和8年3月18日（水）17時まで

5 審査および選定方法

(1) 審査方法

提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務選定委員会（以下「選定委員会」）において審査を行う。

(2) 委託先候補者の選定

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を委託先候補者に決定する。

(3) 実施日時

令和8年3月24日（火）実施予定

時間は別途通知する。

(4) 実施場所

別途通知する。

(5) 選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。審査および選定の結果について公表は行わず、また、選定結果の異議申し立ては一切受け付けない

6 その他

(1) 企画提案書の作成および提出のための費用については、提案者の負担とする。

(2) 採用された企画提案内容は協議のうえ、変更することがある。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など公示業務の運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格となることがある。

(5) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

(6) 公示業務は令和8年度福井県一般会計補正予算案（2月補正）の議決をもって執行するものであり、今回の企画提案書の募集は、その準備行為として行うことに留意すること。

7 問い合わせ先、提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部経営改革 産業DXグループ 担当：竹下

電話番号 0776-20-0537

FAX番号 0776-20-0371

電子メールアドレス keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp